

第1 監査の請求

1 請求人

略

2 請求書の提出

平成22年12月16日

なお、次の事項について、平成22年12月28日付で請求書の補正を求めたところ、所要の補正が行われた（平成23年1月18日に「4 監査請求書の補正」のとおり、補正書の提出があった。）。

(1) 請求の対象としている機関又は職員について

請求書には、課税庁たる大阪府知事は賦課徴収を怠っているとありますが、地方税法、地方税法施行令及び地方税法施行規則並びに大阪府税条例に規定する知事の権限に属する事務は、府税事務所長等に委任されています。請求の対象を大阪府泉北府税事務所長としてください。

(2) 事実を証する書面について

事実を証する書面として添付されている書面のうち、「疎甲1」について、領収書記載年月日が「平成18年10月6日」、工事場所が「喜連東老人憩いの家」、工事内容が「ドア破損 カギ代」となっているもの及び領収書記載年月日が「平成16年6月8日」、工事場所が「喜連東コミュニティ会館」、工事内容が「ガラス カーテン」となっているものの領収書記載金額が別添の「4-7-2」及び「4-23-2」と異なっています。

また、「疎甲4」において、「4-4-3」としている見積書に「4-4-2」との記載があります。さらに「4-9-2」としている領収書、伝票が添付されていません。

これらの不備について、修正及び追加を行ってください。

(3) 事実を証する書面の不備について

請求人が、大阪府知事が賦課徴収を怠っているとする事業者について、現場写真、領収証、見積書等が添付されていますが、これらは当該事業者が営業を行っていることを証することにまっています。

請求人の主張する大阪府の財務会計行為等を証するためには、請求人が、当該事業者は法人事業税が課税されなければならないと主張する場合にあっては当該事業者がみなし法人に該当することを示す書面を、当該事業者は個人事業税が課税されなければならないと主張する場合にあっては当該事業者が請求人が添付した書類で示す受注以外にも事業による所得により納税義務が生じていることをうかがわせる事実を証する書面を追加してください。

3 請求の内容

本件の住民監査請求の内容は、次のとおりである。

『請求の趣旨

堺市美原区に事業所をおくとするA社（代表者 B）は、別添実績一覧（疎甲1 作成者 請求人 略）のとおり、大阪市平野区喜連東連合振興町会（所在地 大阪市平野区喜連東3-6-41）との間において、少なくとも、平成16年から平成20年にわたり、総額7,530,930円の工事及び業務を受注している。

しかし、一方で、実態がないのか、A社が所在する堺市美原区には、代表者Bの住居が建つのみである（疎甲2 撮影者 請求人 略）。

また、これについて、同連合振興町会が平成21年6月8日に、大阪法務局堺支部に法人登記調査を行ったが、当該法人は不存在となっている（疎甲3）。

しかしながら、A社が発行した領収書（疎甲4）には、明らかに法人（屋号としての「A社」と記載され、業務内容を通覧すれば、法人事業税（地方税法72条の12）、みなし法人と認められなくとも個人事業税（地方税法72条の2第3項、72条の49の13）の課税要件を満たすものである。

A社は、疎甲1中、同地域住民有志が聞き取り調査した結果「工事等の実態がないことを示す状況」に記載されているように、工事をしていないことも明らかになっている（疎甲4-1-1～工事（納品場所）写真）。

また、疎甲1中、同業他社にA社が施工したとする工事及び納入品の査定させたところ、その金額が全くのデタラメで、領収書金額との差額が4,936,030円となり、領収書記載金額の65.5%がまったく根拠のないものであり、水増し請求あるいは、不正の手段によって、同連合振興町会を欺罔していることが十分に考えられるのである（ただし、A社が同連合振興町会にとった行為は、課税とは全く次元を異にするものではある）。

課税は、当然に、A社が発行した領収書金額において、課税要件が判定されるのであって、前述のとおり、法人事業税（あるいは個人事業税）が課税されなければならない。

みなし法人としてのA社は、疎甲3のとおり、法人登記をせず、法人の実態を隠れているが、疎甲4のとおり、契約及び工事代金の收受の際には、法人として振る舞っていることが明らかであり、いわゆるみなし法人としての実態をもっているものであり、前記地方税が課税されなければならないが、課税庁たる大阪府知事は賦課徴収を怠っているものである。

監査請求人は、大阪府監査委員に対し、A社並びに同代表者Bに対し、地方税法に規定される税務調査を実施するとともに、過去に遡及して、地方税の賦課徴収の怠る事実の是正を求めるものである。

以上

事実証明書

疎甲1 A社が喜連東連合振興町会から受注した業務一覧

疎甲2 B自宅 写真（撮影者 請求人 略）

疎甲3 法人登記調査結果（平成21年6月8日 大阪法務局堺支部）

疎甲4 A社が発行した領収書の写し、出金伝票、工事見積書、工事場所写真（資料 作成者 請求人 略）

4 監査請求書の補正

平成23年1月18日に以下の内容の補正書が提出された。

『 補正書兼釈明書

請求人らは、御庁の通知により、平成22年12月16日付住民監査請求書について、下記のとおり補正する。

記

1 請求の対象について

請求の対象を大阪府泉北府税事務所長とする。

(求釈明)

補正通知において貴殿が指摘する法文を示されたい。

2 疎甲1について

- (1) 年月日「平成18年10月6日」工事場所「喜連東老人憩いの家」工事内容「ドア破損、カギ代」領収書記載金額「16,000」とあるが「16,800」と変更する。
- (2) 年月日「平成16年6月8日」工事場所「喜連東コミュニティ会館」工事内容「ガラス、カーテン」領収書記載金額「16,000」とあるが「16,600」と変更する。
- (3) 年月日「平成17年12月15日」工事場所「喜連東コミュニティ会館」工事内容「トイレつまり」領収書記載金額「74,550」を領収書不存在の為、削除する。その為「疎甲4」の「疎甲4-13」も削除する。

3 疎甲4について

- (1) 「4-4-3」が事実証明書の見積書に「4-4-2」とあるが、事実証明書の見積書を「4-4-3」と変更する。

4 監査請求書本文の訂正

上記3件の変更の為、住民監査請求書の本文1頁6行、総額7,530,930円とあるが、総額7,457,780円に変更する。

「疎甲1」の合計が「7,530,930」を「7,457,780」に変更する。

5 大阪府監査委員は、法人事業税が課されなければならないと主張する場合は、これを示す書面、及び請求人が添付した書類で示す受注以外にも事業による所得により納税義務が生じていることをうかがわせる事実を証する書面を要求しているが、誤りである。

すでに事実証明書において添付した領収書及び見積書において、「A社」との商号を用いているのであり、また、代表者として、「B」としているのであるから、地方税法72条の第1項、第4項の規定によれば、みなし法人あるいは、国内に事務所等を有する法人あるいは、人格のない社団等に該当するのである。

また、個人事業税については、Bが個人として、納税義務を果たしているのであれば、請求人が添付した領収書、見積書については、すべて、個人事業として読み替えることになることは、当然である。

しかしながら、事業税が賦課課税ではなく、申告課税としており、大阪府泉北府税事務所長が徴税をしているのであって、A社が個人事業として申告しなければならないにもかかわらず、法人事業として、法人事業税の申告をしているのであれば、これは、誤りであり、本監査請求を基因として、課税誤りが是正されなければならない。また、Bが法人事業として申告しなけ

ればならないにもかかわらず、個人事業税の申告をしているのであれば、これも、誤りであって、同様である。

いうまでもないが、「A社」又は「B」がいずれの申告もしていない場合には、課税逃れに該当するのであって、府税事務所長は、法人事業税、個人事業税のいずれの納税義務が生じているのかを税務調査により確定し、課税をしなければならないのである。

本補正書において、新たに提出する疎5、住民監査請求結果通知（大監第85号 平成20年12月24日の9頁において、B社代表者がここで言うB社「A社」、代表者「B」である。

ここで、A社、Bは、「当社は、個人企業で、会社の所在地は、領収書に記載のある住所で、住宅兼用となっている。」との供述をしたこととなっており、つまり、「当社」として、法人の成立を、「個人企業」として、みなし法人」としての成立を自らが明らかにしているのであるから、大阪府泉北府税事務所長は、A社に対し、「みなし法人課税」を行わなければならないのである。

疎甲1のとおり、A社が施工した工事について、ほとんどが、同業他社の工事査定額に比べ高額となっており、平成19年10月30日の工事では、補助金相当額の返還がなされており、A社と喜連東連合町会との工事受注の取引には、水増し請求の蓋然性が高いと考える。

平成18年7月19日の工事については、納入したというテレビさえ存在しないのであり、A社が架空の工事をし、虚偽の領収書を作成したものである。しかし、税務にあったってはいかなる事由であっても、発行された領収書をベースにして、課税所得が決定されていくのであって、その不利益は虚偽の領収書を作成した者が負わなければならないのである。

平成18、19年分の法人事業税と個人事業税については、疎甲1において示す領収書金額に基づき、申告が行われ、納税がされているのか、監査実施の意義はある。

(求釈明)

大阪府監査委員がいう「当該事業者がみなし法人に該当することを示す書面」、「請求人が添付した書類で示す受注以外にも事業による所得により納税義務が生じていることをうかがわせる事実を証する書面」とはいったい何をいうものであるのか、わが国、地方自治法制上の過去の監査請求事例及び行政訴訟裁判例に基づき、具体的に示されたい。

監査請求時に、明らかに税務知識がない監査委員事務局員らに申しつけたが、課税されているか課税されていないかを示す書類は、「門外不出」とされているのであって、請求人らが不正の手段によって、なんらかのこれらの情報の入手を強要する今回の大阪府監査委員の補正命令は、重大な違法行為と見なしうるものであると考える。

以上』

第2 監査の実施

1 請求の受理

本件請求は、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め受理することとした。

2 監査委員

法第199条の2の規定により、光澤忍監査委員は除斥され、磯部洋監査委員、赤木明夫監査委員、京極俊明監査委員及び川合通夫監査委員が判断した。

3 請求人の陳述

法第242条第6項の規定により、平成23年2月10日、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

(1) 請求人からは請求書記載事項の補足として以下の内容の陳述があった。

- ・ 本件の場合、個人事業税として課されるのであれば、地方税法第72条の2第3項で規定する第一種事業のうち製造業が該当し、また、第三種事業のうち設計監督者業にも該当する。
- ・ 課税団体は、地方税法72条の2第3項に基づき、事業所、事務所が所在する都道府県が課するものである。本件の場合、BがA社という商号を用いて、領収書を発行し、業務を行っている居所が事務所又は事業所に該当する。
- ・ 税率は、第一種事業を行う者に該当するとして、地方税法72条の49の13に基づき、所得の100分の5が課税されるべきである。また、第三種事業にも該当すると考えており、これについても標準税率は所得の100分の5とされている。
- ・ 第一義的には国税準拠の賦課が行われるべきであるが、A社代表者Bが国税における申告書を出していない場合には、都道府県が自主調査による賦課を行うものと定められている。これは地方税法72条の50、72条の51第3項に基づくものである。従って、Bが国税における申告をしていない場合は、大阪府が自主調査による賦課をすべき義務があると考えられる。
- ・ 我々は個人事業税若しくは法人事業税について怠る事実ということを指摘して本件監査請求を行うものである。個人事業税については免税点が定められているが、法人事業税については免税点はない。実態としては、個人事業税よりむしろ法人事業税が課されるべきケースではないかと考えているが、法人事業税は、免税点はないため、本件の場合、A社がみなし法人としての事業税、法人事業税を納める納税義務者となると考える。
- ・ みなし法人については、人格のない社団として地方税法72条の2第1項に基づき課される事業税として所得割が定められている。今回の場合、A社が法人事業税の納税義務があると考えられる。
- ・ A社が行っている事業がいわゆる非課税に該当するののかということを検討すると、非課税とされる事業若しくは所得若しくは収入金額について、非課税事業として挙げられているのは、林業、鉱業の掘採事業、農事法人の行う農業と列挙されているが、このいずれにも該当しないことが明らかである。A社が法人事業税を課される団体、事業者であることは間違いのないことである。
- ・ 所得割の課税標準の算定方法についても法定されていて、連結申告法人以外の法人については、法人税の課税標準である計算の例によって算定されるとなっている。ただし、法人税における申告をしていない場合、都道府県知事は、所得割の更正又は決定を行うこととなっていることが、地方税法72条の41で定められている。今回Bが国税における法人税の申告を出していない場合は、個人事業税と同様に、72条41に基づいて、都道府県知事の調査が必要であるということが明らかである。

- ・ 監査委員から、個人事業税について、免税点を超えるだけの課税資料を収集することを求める旨の行政指導が行われたが、我々は個人事業税若しくは法人事業税について、限定して課税されるべきだということではなく、その実態に応じて個人事業税若しくは法人事業税が課税されるべきで、課税されないということは考えられないと言っている。免税点以上の課税資料を収集することは不可能であり、もし私人がそのような資料を集められることが前提となるならば、地方自治法において賦課徴収を怠る事実についての監査請求をできなくなる。このような行政指導は、厳に慎んでいただきたい。
- ・ これ以上の資料については、私たちには入手できない。これ以上のものは調べてほしい。また、今回提出した通帳と帳簿類の中にも記載されている。
- ・ 地方税法 72 条 24 の 10 には、仮想経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税の控除が規定されている。本件の場合、仮想経理が行われているということが、かなりの蓋然性を持って高いと考えるが、法文は仮想経理に基づくものまで想定して構成されている。帳簿まですべて閲覧して自主調査を行う必要がある権能が、今回の場合、泉北府税事務所長に与えられてると地方税法から読み取れる。
- ・ 今回個人事業税について、第一種事業あるいは第三種事業に当たると思っているが、第一種事業について、どれくらいの規模であれば、個人事業税が課されるのかということが、必ずしも地方税法は明らかになっていないと読み取れるかもしれないが、今回の場合は、明らかに領収書もあり、物品について販売している実績がある領収書があり、そしてA社ということで、商号を用いて営業しているのは明らかであるため、個人事業税は逃れられないものである。
- ・ 個人事業税について、免税点以下であったとしても、補正書に記載したとおり、大阪市の監査請求結果通知であるが、A社代表者Bは「当社は、個人企業で、会社の所在地は、領収書にある住所で、住宅兼用となっている」として、はっきり法人が成立するという認識を示しているわけであり、法人事業税が課されることは間違いのない事実である。
- ・ 法人事業税は逃れられないものであり、後はどれだけの課税所得があるのか、算定すればいいだけである。賦課徴収を怠る事実是指摘したのだから、いくら納税額があるかを大阪府泉北府税事務所が算定するだけの話である。

(2) 平成 23 年 2 月 10 日付けで請求人らから以下の証拠書類の提出があった。

- ・ 疎甲 6（疎甲 5 として提出）として、疎甲 1 に記載された業務のうち 11 業務に係る通帳の写しと 16 業務に係る金銭出納帳簿の写し
- ・ 疎甲 4 に記載された「4-9-2」に係る領収書及び出金伝票の写し

4 監査対象事項

大阪府泉北府税事務所長は、A社及び同代表者Bに対し、違法又は不当に地方税の賦課徴収を怠る事実があるか。

5 監査対象部局

大阪府総務部

第3 監査対象部局の陳述

1 監査対象部局である大阪府総務部に対し、平成23年2月16日に陳述の聴取を行ったところ、以下の内容の陳述がなされた。

- ・ 泉北府税事務所管内の課税徴収に関する事務を知事から権限委任されている。泉北府税事務所は、堺市、泉大津市、和泉市、高石市及び忠岡町の区域を所管している。
- ・ 職員には、地方公務員法上の守秘義務があり、同法第34条第1項及び第60条2号によって、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務がある。違反した場合は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金となる。また、税務職員なので、地方税法第22条の適用を受け、知り得た秘密を漏らすことはできない。罰則は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金である。さらに、大阪府個人情報保護条例第11条による守秘義務も課せられている。このため、この場で個別具体的なことについて説明をすることはできない。
- ・ 大阪府が徴収している税金は、地方税法及び大阪府税条例に定められているものであり、府民税、事業税、不動産取得税、自動車税などを賦課徴収している。このうち、府内に事務所、事業所を設置して、何らかの事業を行っている個人や法人に対して課税されるのが個人事業税であり法人事業税である。
- ・ 個人事業税は、府内に事務所、事業所を設置して、法律で定める70種類の事業活動をしている個人に納めていただくもので、70種の内訳は、大きく3種類に分かれている。
 - 第一種：物品販売業、製造業、駐車場業、請負業、飲食店業などの37業種
 - 第二種：畜産業、水産業、薪炭製造業の3業種
 - 第三種：医院、歯科医院、弁護士、公認会計士、税理士、理美容、デザイン業などの30業種
- ・ 個人事業税は、地方税法第72条の49の14で、普通徴収によらなければならず、地方税法第72条の52により納税通知書を納期限の10日前までに納税者に交付することによって課税する。普通徴収とは、地方団体が税額を計算し、それを納税者に通知して納めていただくもので、具体的には、納税通知書という書類を納税者に交付することによって徴収する方式である。
- ・ 個人事業税の納税義務者は、前年1月から12月までの事業の所得の金額が事業主控除額である290万円を超える場合には、その年の3月15日までに事業所所在地の府県に申告しなければならない。しかし、前年分の所得税の確定申告書を税務署に出している、又は府県民税の申告書を市町村に提出している場合には、個人事業税の申告書が提出されたものとみなされる。これをみなす申告と呼んでいる（地方税法第72条の55の2）。言い換えると、所得税の確定申告書、住民税の申告書を提出すると個人事業税の申告は必要としないものである。
- ・ 具体的実務であるが、泉北府税事務所では、事業税第二課の課長を含めて8名の職員が個人事業税の事務を担当している。毎年、確定申告の期間に合わせて、2月中旬から4月上旬にかけて、職員が管内の税務署で所得税の確定申告書すべてを閲覧し、個人事業税の課税の基礎となる申告書をコピーして、それを事務所に持ち帰って、課税の事務を行っている。
- ・ この時期に入手する申告書の件数は、平成21年分（平成22年2月から4月までに入手）では、約17,500件である。課税事務に当たっては、所得金額だけでなく、繰越損失や譲渡損失等の把握も必要なことから、コピーしなければならない資料は、申告書の表紙だけでなく、決算書等も含

まれるため、コピーの総枚数は約 88,000 枚に及んでいる。また、確定申告期だけでなく、期限後に提出された確定申告や修正申告もあるため、職員は、毎月、管内の税務署に出向いて同様のことを行っている。

- ・ 個人事業税の賦課は、個人が税務署に申告あるいは修正申告した不動産所得若しくは事業所得又は税務署が更正若しくは決定した不動産所得、事業所得に従って行うものである。（地方税法第 72 条の 50 第 1 項）
- ・ 課税標準となる個人の所得は、所得税の例によって計算する。課税する前年 1 月から 12 月までの所得税の課税標準である所得のうち、不動産所得及び事業所得について、その個人が税務署に申告した課税標準を基準として、個人事業税を課税することになる。これは、納税者及び国・地方の事務手続の簡素化を図ることによって、二重の税務調査の煩雑さを避けるとともに、徴税コストの縮減につなげるという目的からのものである。
- ・ 泉北府税事務所では、法に定める 70 業種に当たるか否か、業種によっては要件の確認、課税標準に当たる所得金額の確認という事務処理を行った上で課税している。この場合、事業主控除のほか、前の 3 年間に所得の計算上生じた損失の繰越控除、事業用資産の譲渡損失の繰越控除などの各種控除制度の確認も行っている。
- ・ 個人事業税独自の課税標準、個人事業税独自に定められることは、府が調査してそれを決定し、税を賦課している（地方税法第 72 条の 50 第 1 項ただし書）。たとえば、医業、歯科医業、薬剤師又はあんま等の医業に類する事業を行う個人が社会保険診療を行う場合、社会保険診療事業は非課税となっているのでこの場合のチェックや非課税事業と課税事業をあわせてしている場合は、課税区分あるいは課税の時期を確認している。
- ・ さらに、個人が税務署に不動産所得、事業所得を申告しなかった場合に、府県が個人事業税の所得を決定して課税するという規定がある（地方税法第 72 条の 50 第 2 項）が、これは個人事業税の申告があったが、所得税の申告がない場合、かつ税務署が 5 月 31 日までにその所得を決定しないときに限って、賦課決定できるというものである。国と地方の二重の調査を避けるという趣旨に基づき、府が積極的に個人事業税の申告書提出を求めて課税するものではない。なお、この場合であっても、後日に税務署の調査により所得税の所得金額が決定されると個人事業税の所得を改める作業が必要になる。
- ・ 個人事業税の納期は、8 月及び 11 月の年 2 回であり（地方税法第 72 条の 51）、大阪府税条例で第一期が 8 月 31 日まで、第二期が 11 月 30 日までとされている（府税条例第 41 条の 7）ことから、泉北府税事務所では、毎年 7 月下旬までに申告書の確認等の事務処理を行い、8 月 10 日に納税通知書を発送している。なお、この期間までに業種や所得金額等が確認できなかったものや期限後申告あるいは修正申告で時期が遅れて入手した申告書についても、同様の確認等を行い、課税が必要なものについては、その都度、毎月 10 日に納税通知書を送付している。
- ・ 以上の結果、平成 21 年度の課税件数は、8381 件で、その税額は、約 13 億 9000 万円であった。
- ・ 法人事業税の課税の対象は、法人の行う事業である（地方税法第 72 条の 2 第 1 項）。事業とは、反復継続して行う経済活動である。そのため法人事業税は、多様な事業を対象とするが、収益を伴わないものには課税しない。営利を目的として反復継続して行う経済活動に課税する。したがって公益法人の事業については、本来事業には課税されず、収益事業のみに課税する。

- このとき、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあつて収益事業を営んでいたら、「人格のない社団等」という位置づけで課税の対象になる（地方税法第12条）。「人格のない社団」の場合、一定の目的をもつ人の集合体であつて、組織としての活動があるものの、民法上、商法上の法人となれない、あるいはその手続中、あるいはそうなることを欲しない、例えば、PTA、同窓会、県人会、〇〇愛好会などが想定される。「人格のない財団」は、一定の目的をもつ財産の集合体で、財団法人の手続中、あるいはそうなることを欲しないなどの理由が考えられる。「人格のない社団等」の判断は、税務署に委ねられていると理解している。
- まず初めに、法人事業税の課税に際して、法人の所得がいわゆる赤字である場合には、課税に至らないし、所得があつたとしても、前の7年間に発生した欠損金がある場合には、その欠損金を所得から差し引いて課税の対象とする（地方税法第72条の23第3項）ので、法人事業税が課税に至らない場合もある。このように、法人が事業を行つて収入があるからといって、必ずしも課税になるものではない。
- 次に、法人事業税の税額算定の仕方は、大きく3つに分かれており、所得を基準とする場合、収入金額を基準とする場合、そして資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人について外形標準課税ということを行う場合である。
- 法人事業税は申告納付を採用している（地方税法第72条の24の12）。事業年度を単位として、納付すべき地方税の課税標準額及び税額を申告するとともに納付しなければならない。
- 法人事業税の課税標準となる法人の所得は、国税の法人税の所得を用いて計算する。これは、個人事業税の場合と同じく、納税者及び国・地方の事務手続の簡素化を図ることによって、二重の税務調査の煩雑さを避けるとともに、徴税コストの縮減につなげるという目的からのものである。
- 実務としては、法人から府税務所に提出された申告書の所得について、法人が税務署に提出した法人税の申告書の所得と比較する作業をしている。大阪府は、法人が税務署に提出した法人税の申告書の内容を国税当局から入手しており、両者を比較して、その記載された金額に違いがあれば、法人事業税申告書の所得を更正している。
- 泉北府税事務所では、事業税第一課の課長を含めて8名の職員が法人事業税の事務を担当している。管内で活動する法人は、平成21年度で約2万件であり、この法人数については、平成19年度、平成20年度ともほぼ同じ水準で推移している。法人事業税の申告書は、法人の決算終了後2か月以内に提出することを原則としている。法人の決算期は法人によって異なるため、一年を通じて申告書の提出は行われている。ただ、3月及び9月を決算期とする法人が全体の34パーセントくらいあり、提出が集中している。2万法人のうち、法人事業税が課税となつたのは、約1万2千件、税額は約78億6千万円である。
- このように法人事業税の税額は、法人税の課税標準を基準に決定するものであり、法人税の申告が前提になる。法人税及び法人事業税ともに申告がされてない、法人税の決定がされていない場合は、大阪府は法人事業税の処理ができない。
- 事務所・事業所が何府県かにまたがる場合に、それぞれ分けて申告することがあり、大阪に事務所が出来てもその申告がされるかどうか分からない。それらについては、地方税法の質問検査権の範囲で、今まで登録がないような法人があれば、積極的に申告の状況の確認はしている。

- ・ 地方税法第72条の24の10第1項に定める仮装経理に基づく過大申告のようですが、仮装経理とは、法人が実態以上に良く見せようとして、所得金額を過大に申告納付した場合で、広く粉飾決算を指すものである。この場合においても、その所得の調査は税務署において行われるものであり、府県は、税務署が更正、決定した所得を基準に法人事業税の事務を処理することに変わりはない。
 - ・ 法人税に係る所得の調査は、法人税法第130条などの規定により、税務署が実施するものであるが、法人事業税独自の分野の調査は府が行っている。地方税法第72条の41では、電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人では収入金額を、医療法人については非課税となる社会保険診療に係る収入とそれ以外の収入を調査して、課税標準に誤りがあれば、これを更正することを定めている。
 - ・ 地方税法第72条の41の2では、外形標準課税を適用する法人について、やはり法人事業税独自の付加価値割、資本割について調査して、誤りがあればこれを更正することを定めている。
 - ・ 以上のとおり、個人事業税は国の所得税の、法人事業税は国の法人税のそれぞれの所得を基準にして、課税しているものである。また、府が行う税務調査については、個人事業税、法人事業税特有の事柄について行うもので、その限られた範囲内では独自に実施している。このような事務処理により把握した税務に関する情報については、強い守秘義務で守られていることを重ねて申し上げる。
 - ・ 知事が税の賦課徴収を怠っているとして提訴された住民訴訟の例がある。事件番号平成6（行ウ）8の平成8年10月25日の徳島地方裁判所の判決で、法人事業税の課税標準は、法人税の課税標準とされた所得を基準にすることとしたのは、同一所得について国の税務官署と地方自治体の双方が重複調査を行い、異なる所得計算をすることを避けるとともに、納税者に対しても同一の申告に基づいて納税することを可能とするものであるから、県知事としては法人税額、法人税の課税標準とされた所得等を課税標準として賦課徴収すれば足りる、という判断が示されている。
 - ・ 大阪府ないし泉北府税事務所は、法令に与えられた権限を使って、個人事業税、法人事業税に係る事務を執行しており、怠る事実というものはない。
- 2 大阪府総務部の陳述に対して、請求人から以下の意見があった。
- ・ 国税と地方税の簡素化は、覚書によるものと思われるが、これを基本法である法人税、所得税法あるいは地方税法の上に持つてくるのは、法令解釈上、誤った解釈であると認識している。国、地方の覚書について、位置付けを明らかにしていただきたい。
 - ・ 守秘義務が課せられていることは認識しているが、本件の場合、これだけの一定の証拠資料を用意している。大阪府府税事務所において、個人事業税及び法人事業税について、どのような要件を満たせば課税客体となり得るかの説明はなかった。
 - ・ 今回の説明では、国税の例によるということ、様々な理由がなければ税務調査しない、できないとおっしゃったが、非常に根拠のない説明である。それであれば、現在、個人事業税あるいは法人事業税に対して大阪府府税事務所が行っている税務調査の権限そのものが問われることになる。
 - ・ すでに国に対して所得税申告書や法人税申告書を出しているのであって、それ以上何を大阪府

府税事務所長に対して答えなければいけないのかという質問に対して答えられなくなる。

- ・ 積極的に、国の所得税の申告書、法人税申告書等が全く出されていない場合においては、大阪府泉北府税事務所が与えられた権限を発揮して税務調査を実施しなければならないと考える。
- ・ 本件は、府税事務所長が税務行政を怠っているという意味ではなく、このような事実に対して、適正な税務権限を発動していただきたいという趣旨である。

3 監査請求人意見書

監査請求人から平成23年2月21日に、同日付けの意見書が提出された。内容については、以下のとおり。

『平成23年2月16日における監査対象部局（泉北府税事務所長ら）の意見陳述に対する反論

1 守秘義務の範囲について

自治省（総務省）は、自治省税務局長通知（昭和49年11月19日、自治府第159号）として、「一般に、収入額又は所得額、税額等は、地方公務員法第34条第1項及び地方税法第22条の「秘密」のいずれにも該当し、滞納者名及び滞納税額の一覧等は、地方税に関する調査に関する事務に関して知り得たものでないため、地方税法第22条の「秘密」には該当しないが、地方公務員法第34条第1項の「秘密」に該当する」としている。

しかし、同通知には所得額、税額、若しくは、滞納者名及び滞納税額の一覧を具体的に挙げてはいるが、賦課徴収が行なわれているか、否かについては、同通知に含まれていないことをみれば、地方自治法242条1項に規定する賦課徴収を怠る事実について、地方公務員法、地方税法の「秘密」には該当しないことは明らかである。

また、監査対象部局の泉北府税事務所長堀 喜司男（以下、堀という）は、監査委員に対し、地方税法（個人事業税、法人事業税）の課税客体、課税標準の制度説明をただけで、本件監査請求の相手方であるB、A社について課税しているか、していないか、それ自体を明らかにせず、このこと自体が守秘義務であるとの主張をしていたが、上自治省局長通知に照らし、誤りであって、看過できない。

そこで、堀の説明の中で出てきた、平成8年10月25日判決（平成6年（行ウ）第8号 県柔道整復師会の県税賦課徴収懈怠等請求事件）を検討すると、監査委員に対し、虚偽の説明を繰り返していることが明らかであるので、事実を示し、反論を加える。

同事件の判決書を引用する。

「（二） 家賃収入等の税務申告

被告柔整会は、平成元年三月期から平成五年三月期まで（いずれも前年四月一日から当年三月三十一日まで）の各通常総会において、収入の部に賃貸料収入という名目で決算額として、四二一万二〇〇〇円（平成元年三月期）、四四〇万〇一六〇円（平成二年三月期）、四四〇万〇一六〇円（平成三年三月期）、三六一万九一八〇円（平成四年三月期）、五〇四万二一六〇円（平成五年三月期）を計上し、右賃貸収入に保険手数料収入や管理収入を加えた額から建物の償却費、会館関係費用及び事務費・会議費の経費を差し引くといずれの年も収益事業による所得が赤字であるとの税務申告した。

(甲三ないし一)

3 徳島県の課税

徳島県は、法人県民税については国が賦課した当該年度の法人税額を課税標準とし、法人事業税については国が賦課した当該年度の法人税の課税標準とされた所得を課税標準として算出し、平成元年度から平成五年度まで、いずれの税についても課税しなかった。(争いが無い。)

堀の説明が正確であるというならば、課税の事実自体が、争われるのである。つまり、原告住民が「賦課徴収」を怠るとの主張をおこなったとしても、「不知」との主張をするのであるが、当時の徳島県は、判決書中、課税しなかったことについて、「争いが無い。」としており、課税されているか、課税されていないかについては、徳島県は、守秘義務が課せられる「秘密」ではないとの扱いであることは、明らかである。

かような点をしりながら、請求人、監査委員に内容虚偽の制度説明をしたものであって、到底、是認することはできないのである。

また、徳島県事件は、法人税申告書を提出されているとの前提の上での事案であって、本件監査請求とは事案が異なる。

本件監査請求は、法人税申告書、個人所得税申告書が提出されているか、いないかはまず、不明なのであり、B、又はA社の課税について、通常考えられない金額の領収書の金額、納品事実がないことなど、合理的な経済取引ではないことを事実として、賦課徴収懈怠を指摘しているものである。

したがって、裁判例とは前提条件が全く異なるのであり、課税のための調査権の発動、税務官署に対する更正の請求の発動の結論が異なってくるのであって、判決の射程距離が異なるものである。

2 自主調査権限がないと主張について

また、堀らは、地方税法が規定する道府県知事の自主調査について、「自主調査には何重もの制限がある」との非常に消極的な解釈を示したが、そのような解釈を示した総務省、自治省の有権的解釈は一切存在しない(もし、そのようなものあれば、明確な証拠と共に提出を監査委員が求めるべきは当然である。請求人は、昭和44年以降の事業税の法律文献を全て調査している)。

以下、個人事業税について、地方税法72条の50第2、3項を示す。

第2項 道府県知事は、前項の個人が不動産所得及び事業所得に係る課税標準について税務官署に申告しなかった場合において、税務官署が当該年度の初日の属する年の5月31日(第13条の2第1項各号の一に掲げる事由が発生した場合においては、その事由が発生した日)までに課税標準を決定しないときは、前項の規定にかかわらず、その調査によつて、個人の行う事業の所得を決定して事業税を課するものとする。所得税法第120条(同法第166条において準用する場合を含む。)の規定により税務官署に申告したが、当該申告した所得から同法第72条から第79条まで、第81条から第84条まで及び第86条(同法第165条の規定により同法第72条、第78条及び第86条の規定に準ずる場合を含む。)に

規定する控除額を控除することにより納付すべき所得税額がなくなる場合においても、また同様とする。

第3項 道府県知事は、個人が税務官署に申告し、若しくは修正申告し、又は税務官署が更正し、若しくは決定した不動産所得及び事業所得に係る課税標準が過少であると認めるときは、当該年の10月1日から10月31日までに、税務官署に対し、更正をすべき事由を記載した書類を添えて、更正をすべき旨を請求することができる。この場合において、正当な事由がなくて当該税務官署が当該更正の請求を受けた日から3月以内に更正をしないときは、道府県知事は、当該税務官署を監督する税務官署に更正をすべき旨を請求することができる。

上記条文からみれば明らかであって、①所得税の申告が行なわれていない、②国の税務官署が5月31日までに所得を決定しない、③所得控除の結果による控除失格者（以上、法72条の50第2項）、④所得の「過少」申告（同条第3項）であって、それぞれ、客観的事実（①～③）から、調査権限の発動は決定され、④に至っては、道府県知事による積極的な調査（帳簿の調査、証憑書類の調査などいわゆる通常の税務調査）を前提とするものであることは明らかである。

次に、法人事業税につき、第72条の39第2項を引用する。

2 道府県知事は、前項の法人が申告書を提出しなかつた場合（第72条の26第5項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合を除く。）において、当該法人の当該事業年度に係る法人税の課税標準があるときは、当該法人税の課税標準を基準として、当該法人の所得割に係る所得及び所得割額を決定するものとする。

次に、国の税務官署に対する更正又は決定の請求について、法72条の40を引用する。

道府県知事は、次に掲げる場合においては、国の税務官署（以下「税務官署」という。）に対し、法人税に係る更正又は決定をすべき事由を記載した書類を添えて、その更正又は決定をすべき旨を請求することができる。この場合において、正当な事由がなくて当該税務官署が当該更正又は決定の請求を受けた日から3月以内に更正又は決定をしないときは、道府県知事は、当該税務官署を監督する税務官署に更正又は決定をすべき旨を請求することができる。

1. 第72条の39第1項の法人が申告書又は修正申告書を提出した場合において、当該申告書又は修正申告に係る所得が過少であると認められる法人の当該所得割の計算の基礎となつた事業年度に係る法人税の課税標準について当該申告書の提出期限から1年を経過した日（第13条の2第1項各号のいずれかに掲げる事由が発生した場合においては、その事由が発生した日）までに法人税に係る更正又は決定が行われないとき。

2. 第72条の39第1項の法人が申告書の提出期限までに申告書を提出しなかつた場合（第72条の26第5項の規定によつて申告書の提出があつたものとみなされる場合を除く。）において、当該法人の当該所得割の計算の基礎となつた事業年度に係る法人税の課税標準について当該法人が法人税法第74条（同法第145条において準用する場合を含む。）の規定による申告書（これに係る期限後申告書を含む。）を提出せず、かつ、当該法人の所得割に係る申告書の提出期限から1年を経過した日（第13条の2第1項各号のいずれかに

掲げる事由が発生した場合においては、その事由が発生した日)までに法人税に係る決定が行われないとき。

3. 道府県知事が第72条の39の規定によつて同条第1項の法人の所得割に係る所得又は所得割額を更正し、又は決定した場合において、当該更正又は決定に係る所得が過少であると認められる法人の所得割の計算の基礎となつた事業年度に係る法人税の課税標準について当該法人の所得割に係る所得又は所得割額を更正し、又は決定した日から1年を経過した日(第13条の2第1項各号のいずれかに掲げる事由が発生した場合においては、その事由が発生した日)までに法人税に係る更正が行われないとき。

法72条39第2項は、法人税基準の法人(A社は、みなし法人である、代表者自身がこれを会社であると自認していることは、先に提出した事実証明書のとおりである)が事業税申告書を提出しなかった場合の規定であるが、これは、事業税申告書、法人税申告書の提出がされず、法人税において課税標準の決定を国の税務官署がした場合も含まれる。これを前提に、法72条の40第1項第1, 2, 3号をみれば、それぞれ、納税義務者に対する税務調査を実施すること(あるいは税務調査とまでは行かなくとも、少なくとも行政権の発動、行政指導、申告書の提出の懲遷を含む事実行為、以下、税務調査等という)が前提となっているのは明らかである。

同条第1号は、事業税の申告書が提出した場合でも①その課税標準が「過少」であると認められるとき、②事業税申告書の提出期限1年以内に法人税の更正が行なわれないときと、規定している。

同条第2号は、③事業税、法人税の申告書を提出せず、④事業税申告書の提出期限1年以内に法人税の決定が行なわれないときと、規定している。

同条第3号は、⑤事業税の更正等をした場合で、⑥事業税の課税標準が「過少」であると認められ、⑦法人税の課税標準につき、事業税の更正等の後1年以内に法人税の更正が行なわれないときと、規定されている。

国の税務官署の更正又は決定の請求の規定を見れば、①、⑥については、課税標準が過少であるか否かの判断を道府県知事に求めており、すなわち、税務調査等の権限の発動を前提としているのである。また、法人税申告書の提出の確認等の調査を前提としているのである(②、③、④、⑦)。

したがって、泉北府税事務所長堀らの主張は地方税法の規定からいっても誤りである。

3 府税事務所長らの任務放棄の実態について

平成22年度包括外部監査結果報告書には、堀らが、本件監査請求の意見陳述の場においても認めざるを得なかった自主調査自体完全に放棄し、課税もれの可能性を推測できる事実が記載されている。

医業を行なう個人から「個人事業税の社会保険診療に係る収入金額等の明細書」を提出させているが、実地調査は行なっておらず(同報告書49頁)、物件貸付業を営む者に対しても所得調査を行なっていないこと(同50頁)を明らかにしている。

つまり、包括外部監査人は、国税基準の個人事業税についても所得調査を実施すべきであることの見解を示し、課税事由が最初に発生した年度まで遡っての調査を実施していないことを指摘しているのである（同50頁）。

また、泉北府税事務所長堀らは、収入金額課税法人、社会保険診療等を行なう法人等の法人（以下、自主調査法人という）に対する調査も放棄している（55頁）。

一方、請求人が過去の包括外部監査結果報告書の事例を調査したところ、島根県、宮城県、岡山県は、大阪府とはまったく異なり、本件のような事例であっても、調査を実施し、課税するように、国、県、市町村と連携し、調査を実施のための特別組織を作って対応していることも明らかになっている。

個人事業税、法人事業税の調査の実務は、大阪府におけるものと全く異なるのである。

4 監査対象部局に対する再度の意見聴取を求めること

これまで明らかにしたように、課税庁である泉北府税事務所長らは、内容虚偽の説明をし、また、包括外部監査での指摘事項を改善しない姿勢も明らかになったものである。

したがって、請求人らは監査対象部局である泉北府税事務所長らに対し、正確な事実と根拠を示した上で、再度の意見聴取を求めるものである。』

4 大阪府総務部意見書

監査委員は、大阪府総務部に対し、監査請求人意見書に対する見解を書面により提出するよう求めたところ、平成23年2月28日に、同日付けの文書の提出があった。内容については、以下のとおり。

『 請求人の反論に関する意見について

平成23年2月16日の行政側の意見陳述後の場において、請求人は、監査委員から意見を述べる機会が与えられ、次の意見を述べた。

- ・法令の解釈が誤っている。
- ・守秘義務が課せられていることは十分に認識している。
- ・大阪府として課税客体となりうるかどうか、どのような要件を満たせば課税になるかどうかということについて説明がなかった。
- ・府税事務所長が税務行政を怠っているという意味ではなく、このような事実に対して適正な税務権力を発動していただきたいという趣旨で申し上げている。

請求人から提出された「住民監査請求書」及び「平成23年2月16日における監査対象部局（泉北府税事務所長ら）の意見陳述に対する反論」並びに平成23年2月10日の請求人側の意見陳述及び平成23年2月16日の行政側の意見陳述後の請求人の意見に対する府の考えは次のとおりである。

1 守秘義務について

総務省税務局長通知（昭和 49. 11. 19 自治府第 159 号）では、『地方公務員法第 34 条第 1 項の「秘密」とは、一般に人に知られておらず、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する事実で職務上知り得たものをいうものであり、地方税法第 22 条の「秘密」とは、これらのもののうち、地方税に関する調査に関する事務に関して知り得たものをいうものであること。したがって、一般に、収入額又は所得額、税額等は、地方公務員法第 34 条第 1 項及び地方税法第 22 条の「秘密」のいずれにも該当し、滞納者名及び滞納税額の一覧等は、地方税に関する調査に関する事務に関して知り得たものでないため、地方税法第 22 条の「秘密」には該当しないが、地方公務員法第 34 条第 1 項の「秘密」に該当するものであること。』と記載されている。

この通知は、「秘密」の定義とその例を示しているものであり、その「秘密」の範囲は、収入額又は所得額、税額「等」としており、収入額、所得額、税額に限定しているのではない。

また、「地方税に関する調査に関する事務に関して知り得たもの」とは、納税義務者等から口頭で告知される場合や納税義務者等が提出した申告書の書類を審査して知り得た場合等もあるとされている。（地方税法総則逐条解説（地方税務研究会編））

これらのことから、課税の有無や申告の有無についても、他人に知られたくないことについて客観的に相当の利益を有する事実であり、また、それは地方税に関する調査により知り得たものであることから、地方税法第 22 条の「秘密」に該当するものと考えている。

なお、請求人は、「徳島地方裁判所における事件番号平成 6 年（行ウ）第 8 号において課税の有無が示されており、それが税務当局の守秘義務に当たらないことが明らかである」と主張しているが、そもそも当該行政事件裁判例は、税務当局の守秘義務が争われたものではなく、また、その裁判例を見る限り、原告が、被告団体の通常総会資料に基づいて把握した収入金額及び所得を証拠として示したと思われるものであり、それをもって税務当局に守秘義務がないと言うことはできない。

2 地方税の調査について

行政側の意見陳述で述べたとおり、泉北府税事務所長は、地方税法第 72 条の 50 第 1 項の規定により、税務署へ提出された所得税の申告書について、全件調査をし、個人事業税の賦課決定を行っている。

個人事業税は申告制度に基づいて賦課決定する税目であり、その課税標準である所得に関する申告は次のとおりである。

- (1) 個人事業税の納税義務者（事業を行う個人で前年の所得が 290 万円を超えるもの）は、道府県へ個人事業税の申告を行うこととされている。（地方税法第 72 条の 55 第 1 項）
- (2) 所得税の課税所得のあるものは、税務署へ所得税の申告を行うこととされている。（所得税法第 120 条第 1 項）
- (3) 所得税の課税所得がない場合でも、市町村へ住民税の申告を行うこととされている。（地方税法第 45 条の 2 第 1 項及び同法第 317 条の 2 第 1 項）
- (4) 個人事業税は、所得税又は住民税の申告がなされると、個人事業税の申告がされたものとみなす申告制度が採られている。（地方税法第 72 条の 55 の 2 第 1 項）

このように個人事業税の賦課にあたっては、納税者の利便性や税務行政の簡素化の趣旨から、上記(4)のみならず申告制度が基本的な規定となっている。

即ち、所得に関する申告は、所得税及び住民税の申告により網羅されており、個人事業税は、その所得のうち不動産所得及び事業所得に限定して課税する制度となっている。

地方税法第72条の50第2項では、所得税の申告がない場合に、道府県が調査し課税するとされている。

この規定は、個人事業税が申告制度を採用している事実と、事業税逐条解説（自治省府県税課編）の「5月31日までに所得が決定されず、所得の決定を待っていると個人事業税の第1期の納期（8月31日（地方税法第72条の51第1項及び大阪府税条例第41条の7第1項））に遅れるから、先に課税できる。」との見解から、同項の規定による調査は、個人事業税の申告書が提出されていることを前提にしているものであり、個人事業税の申告がないものに対して積極的に調査する趣旨ではない。

なお、総務省の見解によると、同項の規定は、申告のないものに対して積極的に調査をしなければならないものではなく、個人事業税の課税標準が確認できる場合においては、所得税の所得決定がされなくても、個人事業税の課税ができるようにしているものとのことである。

つまり、地方税法第72条の50第2項は、個人事業税の課税は、所得税の確定申告による「みなす申告」が基本であるが、所得税の申告がないため税務署による所得の決定がされない状態で、府税事務所に個人事業税の申告書が提出され、その申告の内容について明確な資料に基づいて確認でき、課税が可能な場合には、第1期の納期に遅れないよう、その申告に基づき課税することができることを規定しているにすぎない。

地方税法第72条の50第3項では、個人事業税の課税標準が過少であると認めるときは、税務官署へ更正の請求ができるとされている。

課税標準である所得が過少であると認めるときとは、当該所得が客観的な資料により明確に過少であることが判明している場合をいい、請求書や領収書などの資料だけでは、客観的に所得が確認できる資料とは言い難いものである。

この客観的に所得が分かる資料の考えについては、総務省の見解と一致しているところである。

法人事業税については、地方税法第72条の39第2項では、法人事業税の申告がない場合、法人税の課税標準を基準として決定する旨の規定であり、いわゆる「国税準拠」を示すものである。

また、地方税法第72条の40第1項の1号及び3号は、税務署に法人税の申告書が提出されていることを前提とした規定であり、法人税の所得誤りなどに備えたものである。

2号は法人税の申告書が提出されていない場合で、かつ、法人事業税の申告書の提出期限から1年を経過した日までに法人税の決定がされないときに、その決定を求めて法人事業税の課税をするものである。

以上のように国の法人税の課税標準及び税額が先に決まることを前提としている。

なお、先に引用した行政事件裁判例において、『地方税法第72条の40に定める更正の請求は、法人事業税の申告が法人税の課税標準と一致するか否かを調査するとともに、国の税務官署の資料及び法人から地方公共団体に提出された資料から、法人税の課税標準等について誤謬その他算

定方法の誤りを発見した場合に行うものであり、これらの資料等とは無関係に積極的に独自の調査をすべきことまでを予定しているものではない。』と示されている。

3 包括外部監査について

平成22年度に実施された包括外部監査の結果報告書においては、既に実施している地方税独自の社会保険診療に係る収入の範囲を確定するための調査の深度やサンプリングやローテーションによる手法などを助言されたものである。

島根県、宮城県及び岡山県の包括外部監査の報告書を確認したところ、請求人の反論にあるような「調査を実施し、課税するように、国、県、市町村と連携し、調査を実施のための特別組織を作って」との記述は見当たらなかった。

4 公金の賦課徴収について

行政側の意見陳述で述べたとおり、泉北府税事務所長は、法令の規定により個人事業税及び法人事業税の賦課徴収を適正に執行しており、住民監査請求の対象とされた「違法又は不当に公金の賦課徴収を怠る事実」はない。』

第4 監査の結果及び判断

1 事実関係

- (1) 府税の賦課徴収に係る権限は大阪府税条例（昭和25年大阪府条例第75号）第2条の2及び大阪府税規則（昭和36年大阪府規則第26号）第2条の規定により府税事務所長に委任されている。
- (2) A社代表者Bは平成16年から平成20年までの間に大阪市平野区喜連東連合振興町会から次のとおり、工事等を請け負っており、その対価として報酬を受け取ったことを示す領収書等の書類が存在している。
 - 平成16年 2,156,600円
 - 平成17年 794,800円
 - 平成18年 2,177,380円
 - 平成19年 1,289,000円
 - 平成20年 1,040,000円
- (3) A社については法人登記がなされていない。
- (4) A社代表者Bは、平成20年12月24日付け大阪市監査委員の住民監査請求に係る監査の結果における事実関係の確認において、平野区役所職員の聞き取りに対して「当社は、個人企業で、会社の所在地は、領収書に記載のある住所で、住宅兼用となっている。」と供述したことが記載されている。
- (5) 泉北府税事務所においては、平成17年度から平成21年度までの間に堺税務署、泉大津税務署及び富田林税務署から所得税確定申告書、法人税課税データを収集し、次のとおり個人事業税及び法人事業税の課税事務が行われていた。

| | | | |
|--------|-------|---------|-----------------|
| 平成17年度 | 個人事業税 | 9,351件 | 1,489,069,100円 |
| | 法人事業税 | 10,807件 | 15,556,642,000円 |

| | | | |
|----------|-------|----------|------------------|
| 平成 18 年度 | 個人事業税 | 9,539 件 | 1,499,561,600 円 |
| | 法人事業税 | 11,766 件 | 17,079,084,000 円 |
| 平成 19 年度 | 個人事業税 | 9,332 件 | 1,518,206,400 円 |
| | 法人事業税 | 12,629 件 | 19,320,551,000 円 |
| 平成 20 年度 | 個人事業税 | 9,016 件 | 1,505,321,000 円 |
| | 法人事業税 | 11,788 件 | 16,979,002,000 円 |
| 平成 21 年度 | 個人事業税 | 8,381 件 | 1,389,667,200 円 |
| | 法人事業税 | 9,981 件 | 7,861,622,000 円 |

大阪府泉北府税事務所長及び税務室徴税対策課長は、A社あるいはBの税務申告の状況及び府税の課税状況について、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 34 条、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 22 条及び大阪府個人情報保護条例（平成 8 年大阪府条例第 2 号）第 11 条の規定により守秘義務があるとしてその状況を陳述の場で明らかにしなかったが、A社及びBの平成 17 年度から平成 21 年度までの申告及び府税の課税の有無を含めた状況については、監査委員が確認した。

2 判断

(1) 地方公務員法等における守秘義務について

請求人は、大阪府泉北府税事務所長が、地方公務員法等の守秘義務に基づき、A社及び同代表者Bに対する課税状況を明らかにしないことは誤りであるとし、その根拠として「地方税に関する事務に従事する職員の守秘義務について」（昭和 49 年 11 月 19 日付け自治省税務局長通知）において、秘密とされているのは、所得額、税額又は滞納者名及び滞納税額の一覧であり、賦課徴収が行われているか否かは含まれていない旨を主張している。

守秘義務については、地方公務員法第34条第1項の規定により、職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとされている。また、地方税法第22条では、地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処するとされる特別規定が定められている。

地方公務員法における「秘密」とは、一般的に了知されていない事実であって、それを了知せしめることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるものであるとされている（行実昭 30・2・18 自丁公発第 23 号）ところである。また、当該通知では「一般に、収入額又は所得額、税額等は、地方公務員法第 34 条第 1 項及び地方税法第 22 条の「秘密」のいずれにも該当」とある。当該通知における収入額、所得額及び税額は、「等」が付されていることから例示と考えられ、例示されていない事実については、守秘義務の趣旨に基づき判断すべきであると考えられる。

課税状況については、その状況により当該個人又は法人の所得状況を類推させるものであるから守秘義務に該当するものとする。

(2) 地方税法における個人事業税及び法人事業税の賦課徴収の事務について

ア 個人事業税

個人事業税については、地方税法第72条の49の14の規定により普通徴収の方法によるとされている。

個人事業税の納税義務者は、地方税法第72条の55の規定により、個人の事業の所得の金額が同法第72条49の10第1項の規定による控除額を超えるものは、当該事業の所得の計算に必要な事項を事務所又は事業所所在地の道府県知事に申告しなければならない。しかし、同法第72条の55の2の規定により、前年分の所得税につき確定申告書を提出し、又は道府県民税につき申告書を提出した場合には、当該申告書が提出された日に同法第72条の55の規定による申告がされたものとみなされる。

個人事業税の賦課の方法については、原則として、道府県知事は、当該個人の前年の所得税の課税標準である所得のうち、地方税法第72条の49の8第1項においてその計算の例によるものとされる所得税法に規定する不動産所得及び事業所得について当該個人が税務官署に申告し、若しくは修正申告し、又は税務官署が更正し、若しくは決定した課税標準を基準として、課するものとされている（地方税法第72条の50）。ただし、地方税法第72条の50第1項ただし書に該当する場合は、道府県知事はその調査によって、所得を決定して事業税を課するものである。また、同条第2項では、道府県知事は、前項の個人が不動産所得及び事業所得に係る課税標準について税務官署に申告しなかった場合において、税務官署が当該年度の5月31日までに課税標準を決定しないときは、前項の規定にかかわらず、その調査によって、個人の行う事業の所得を決定して事業税を課するものとされている。

イ 法人事業税

法人事業税は、法人の行う事業に対し、その事業の区分に応じ、事務所又は事業所所在地の道府県において、当該法人に課されるものであるが、地方税法第72条の24の12の規定により申告納付の方法によるとされている。

法人事業税の所得割の課税標準を算定するに当たっては、地方税法第72条の23の規定により、各事業年度の所得は、連結申告法人以外の法人にあつては、当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によって算定する。また、同法第72条の41第1項の規定により電気供給業、ガス供給業若しくは保険業を行う法人等が申告書又は修正申告書を提出した場合において、当該申告又は修正申告に係る収入金額若しくは所得又は収入割額若しくは所得割額がその調査したところと異なるときは、これを更正するものとされている。

(3) 大阪府泉北府税事務所における事業税の賦課徴収事務について

ア 個人事業税

大阪府泉北府税事務所においては、地方税法第72条の55の2第1項の規定により、所得税法に基づく確定申告書を提出した場合は、個人事業税に係る申告がされたものとみなすことから、毎年、確定申告の期間に合わせて、職員が管内の税務署で当該所得税の確定申告書を閲覧し、個人事業税の課税の基礎となる確定申告書を複写し、それを基に課税事務を行っている。また、確定申告の期間以外も確定申告や修正申告があるため、毎月、管内の税務署において同様の作業を行っている。

個人事業税の賦課については、地方税法第72条の50第1項の規定により、当該個人の前年の

所得税の課税標準である所得のうち、同法第72条の49の8第1項においてその計算の例によるものとされる所得税法に規定する不動産所得及び事業所得について当該個人が税務官署に申告し、若しくは修正申告し、又は税務官署が更正し、若しくは決定した課税標準を基準として、課するものとされているところであり、大阪府泉北府税事務所長は、上記のとおり管内の税務署に提出された確定申告書を確認の上、国税に準拠して事業税の賦課徴収事務を行っているのであるから、その事務について、違法又は不当に怠る事実は認められない。

イ 法人事業税

大阪府泉北府税事務所においては、法人事業税が申告納付であること、当該事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によって算定することから、同事務所に提出された申告書の所得について、当該法人が税務署に提出した法人税の申告書の所得と比較して確認を行い、課税している。その際に、両者の所得に違いがあれば、法人事業税申告書の所得を更正している。

法人事業税の課税標準の考え方については、徳島地方裁判所平成8年10月25日判決において「法人事業税については、法人の行う事業に対し、特定の事業にあつては収入金額、その他については所得及び清算所得を課税標準として賦課され（同法72条の12）、課税標準は当該各事業年度の法人税の課税標準とされた所得を基準として算定することとしている（同法72条の14）。そして、同法が右両税の課税標準を右のように定めたのは、同一所得について国の税務署と地方自治体の双方が重複調査を行い、異なる所得計算をすることを避けるとともに、納税者に対しても、同一の申告に基づいて納税することを可能とすることにあり、したがって、地方公共団体としては、国の賦課した法人税額、法人税の課税標準とされた所得等を課税標準として法人県民税、法人事業税を賦課徴収すれば足り」と示されている。

このように、法人事業税の課税については国税に準拠するものとされており、地方税法第72条の2第4項の納税義務者とされる「人格のない社団等」に該当するか否かの認定についても、国の税務官署の取扱いに準ずるものというべきである（「地方税法の施行に関する取扱について（道府県税関係）」（昭和29年5月13日自乙府発第109号各都道府県知事宛自治庁次長通達）第3章第1節第1の1の3）。

したがって、国税に準拠していることが認められる大阪府泉北府税事務所長の事務について、違法又は不当に怠る事実は認められない。

(4) 地方税法における都道府県の調査による事業税の賦課について

ア 個人事業税

請求人は、仮にA社代表者Bが国税における申告書を提出していない場合には、大阪府泉北府税事務所長が地方税法第72条の50の規定により自主調査による賦課をしなければならない旨を主張している。

地方税法第72条の50第2項では「道府県知事は、前項の個人が不動産所得及び事業所得に係る課税標準について税務官署に申告しなかった場合において、税務官署が当該年度の初日の属する年の5月31日（第13条の2第1項各号の一に掲げる事由が発生した場合においては、その事由が発生した日）までに課税標準を決定しないときは、前項の規定にかかわらず、その調査によつて、個人の行う事業の所得を決定して事業税を課するものとする」と規定する。

この規定については、個人事業税が、課税標準についても所得税の例により計算した所得のうち不動産所得及び事業所得について、当該個人が税務官署に申告し、若しくは修正申告し、又は税務官署が更正し、若しくは決定した課税標準を基準として課するものとされているところから、国税準拠が前提であること、「所得税の課税標準を基準として事業税の賦課を行う場合、一定の時期までに所得税の課税標準が申告され又は決定されないときは、事業税の課税が遅延することとなるので、このような場合には所得税の課税標準の決定を待つことなく、都道府県知事が調査によって所得を決定して事業税を課税することとされている。この一定の時期は、個人事業税の第一期の納期が8月であることなどを考慮して、その年度の初日の属する年の5月31日までとされている」（事業税逐条解説（自治省府県税課編））とあり所得の決定が遅れた場合の規定であることからすると、この規定は、個人事業税の申告があったが、所得税の申告がない場合で、かつ税務署が5月31日までにその所得を決定しないときに、事業税の課税が遅延することとなるので道府県知事が調査を行って賦課決定する旨の規定であり、所得税の申告がなく個人事業税の申告がない場合に積極的に調査を行って、事業税を課する義務までを規定したものではないと解される。

したがって、大阪府泉北府税事務所においては、法令の規定に従って事業税の賦課徴収の事務が行われていることが認められ、大阪府泉北府税事務所長の事務について、違法又は不当に怠る事実は認められない。

イ 法人事業税

請求人は、仮にA社が法人税における申告書を提出していない場合には、大阪府泉北府税事務所長は地方税法第72条の40の規定により調査を実施することが前提となっていることは明らかである旨を主張している。

徳島地方裁判所平成8年10月25日判決において「法人税基準の法人について、申告に係る課税標準が過少であると認められる場合において、その申告書の提出期限後一年を経過した日までに、法人の課税標準について、法人税の更正が行われなとき等に、道府県知事は、税務官署に対し更正の請求をすることができ（同法72条の40）、さらに、課税標準の算定方法が法人税と大きな差異がある一定の法人の場合、申告に係る収入金額、所得又は事業税額が道府県知事の調査と異なるときは、更正をする（同条の41）と定められている。しかし右各規定は、右両税について右のとおり課税標準を定めた前記趣旨からすると、道府県知事としては、先ず当該申告が法人税額あるいは法人税の課税標準と一致するか否かを調査すると共に、国の税務官署の資料及び当該法人から当該地方公共団体に提出された資料から、法人税の課税標準等について計算誤謬その他算定方法の誤り等を発見した場合には更正ないし更正の請求を行うもので、右資料等とは無関係に積極的に独自の調査をすべきことまでを予定しているということとはできない」と示している。

したがって、大阪府泉北府税事務所においては、法令の規定に従って事業税の賦課徴収の事務が行われていることが認められ、大阪府泉北府税事務所長の事務について、違法又は不当に怠る事実は認められない。

(5) 大阪府泉北府税事務所長の任務放棄について

請求人は、平成 22 年度包括外部監査結果報告書を引用して、大阪府泉北府税事務所長が任務を放棄している旨を主張している。

引用部分のうち、物件貸付業を営む事業者に対する調査に関する事項（同報告書第 3【3】4.(1)）及び医療法人に対する実地調査に関する事項（同報告書第 3【4】3.(1)）については、府の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解である「意見」として述べられている。

また、社会保険診療に係る収入金額の調査（同報告書第 3【3】3.(1)）については、「当該明細書に記載された金額については、過年度の申告額や決算書等との照合により異常が無いか確認しているものの、実地調査は行われていない」、「もっぱら社会保険診療のみを行っている事業者であれば申告漏れのリスクは低いと思われるが、保険外診療の割合が高い事業者の場合は、課税標準額に重要な影響を及ぼすケースもあり得ると考えられる。リスクを勘案しつつ、ローテーション実施の計画を組むなどして実地調査を実施する必要がある」との記載がある。

それらは、申告書の提出等があった事業者の課税標準の調査に関する問題である。また、調査の方法について、大阪府の税務行政の効率的・効果的な事務執行に関して指摘しているものであって、大阪府府税事務所に法的に問題があるとするものではない。

3 結論

以上のとおり、本件個人事業税又は法人事業税の賦課徴収について、大阪府泉北府税事務所長が違法又は不当に怠る事実は認められず、請求人らの主張には理由がないので、請求人らの請求を棄却する。